

個別注記表

Q : 会社法の改正で、決算書に個別注記表の提出が必要になったとか。この個別注記表とはどういうものですか？

A : 従来は、貸借対照表や損益計算書に注記していたものを一つにまとめたものですが、記載方法によっては会社の信用にもつながるものです。

【解説】

個別注記表とは、会社法において、新たに計算書類として作成を義務付けられたもので、これまで貸借対照表や損益計算書などに記載していた注記事項を一つにまとめたものです。記載事項は次の12項目とされています。

- ① 継続企業の前提に関する注記
- ② 重要な会計方針に係る注記
- ③ 貸借対照表に関する注記
- ④ 損益計算書に関する注記
- ⑤ 株主資本等変動計算書に関する注記
- ⑥ 税効果会計に関する注記
- ⑦ リースにより使用する固定資産に関する注記
- ⑧ 関連当事者との取引に関する注記
- ⑨ 1株当たり情報に関する注記
- ⑩ 重要な後発事象に関する注記
- ⑪ 連結配当規制適用会社に関する注記
- ⑫ その他の注記

中小企業については、このうち②と⑤、⑫を記載すればよいとされていますが、対外的な信用を得ようと思うなら、できるだけ多くのことを記載しておくべきでしょう。

